

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
(兼口座振替依頼書)

受付印

就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請をしたいので、狛江市就学援助費支給事務取扱規則第5条第1項・狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

狛江市教育委員会教育長 宛て

提出日	年 月 日	日中の連絡先						受付日	受付番号
〒	-	所得申告	申告済 ・ 未申告						
狛江市		令和6年1月1日時点の住所	狛江市 ・ その他 ()						
丁目 番号 (アパート・マンション名)		援助費対象 児童生徒に ○	続柄	氏 名	生年月日	在籍小・中学校名	学年・組	特別支援教室利用の場 合は教室名を記入	
(住居の形態)				フリガナ	大 昭 平 令	市 立	年		
持家・借家(家賃月額: 円) ※借家で令和5年中に所得がある方は、賃貸借契 約書等のコピーを添付してください。				氏 名	年 月 日	学 校	組		
申請者(保護者)氏名				フリガナ	大 昭 平 令	市 立	年		
【同意】 □認定等事務のため、私の世帯全員に係る 住民基本台帳、税務資料等の個人情報に調 査し、又は生活保護法による扶助等を福祉 事務所に事務担当者が確認することに同意 します。 □受給者として認定を受けた場合、市長又 は学校長を代理人と定め、就学援助費等 に係る請求等について委任し、その請求に基 づいて就学援助費を充当することに同意し ます。 □AI-OCR(人工知能を用いた光学的文字認 識)処理を行うために、本書に記載した内 容が事業者のサーバーを経由することに同 意します。 ※上記を確認し、同意する場合は☑してく ださい。		世帯 状 況		氏 名	年 月 日	学 校	組		
				フリガナ	大 昭 平 令	市 立	年		
				氏 名	年 月 日	学 校	組		
				フリガナ	大 昭 平 令	市 立	年		
		振 込 口 座	金融機関名 支店名	銀行・信用金庫・農協 (カタカナ又はアルファベットで記入)		本店・支店・出張所			
			口座名義人						
			口座種別	普通					
			口座番号						

認定年月日	認定区分
年 月 日	要・準・否・奨

申請理由	<p>1 就学援助費の申請</p> <p>(1) 保護者が生活保護法に基づく保護を受けている。</p> <p>(2) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.4倍未満である。</p> <p>(3) 保護者が前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。</p> <p>(4) 保護者が前年度又は当該年度において市町村税が非課税又は減免を受けた。</p> <p>(5) 保護者が前年度又は当該年度において固定資産税又は個人事業税の減免を受けた。</p> <p>(6) 保護者が前年度又は当該年度において国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた。</p> <p>(7) 保護者が前年度又は当該年度において国民年金の減免を受けた。</p> <p>(8) 災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化した。</p> <p>(9) その他（ ）</p> <p>2 特別支援教育就学奨励費の申請</p> <p>(1) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額2.5倍未満の者</p> <p>(2) その他（ ）</p>
------	---

※特別支援教育就学奨励費については、就学援助費の支給を受けている方は、支給対象とならないので御留意ください。

（留意事項）

1 令和6年1月1日現在狛江市に住民登録がなかった方について

令和5年中の所得を確認できる書類（「前年分給与所得の源泉徴収票の写し」、「前年分所得の確定申告書の写し（受付印があるもの）」等）を提出してください。

2 前年所得の申告をされていない方について

前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合（生計を共にする方に扶養されている方を除く。）は、審査不能のため就学援助費・特別支援教育就学奨励費に係る審査については、保留となります。前年所得の申告をされていない方及び審査保留の通知を受け取った方は、就学援助を希望される場合には、未申告の方の申告をし、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請をしてください。

申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合は、一定の期間の経過時点で申請は取り下げたものとなりますので、御了承ください。

3 その他

災害及び家庭環境の変化による現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化したことを理由に就学援助費を申請する場合には、当該事実を客観的に証明することができる書類をお持ちの上、御相談ください。